

# 定期預金「ならっきー 投資信託セットプラン」

募集終了

2024年4月1日現在

1. 商品名(愛称)	・自動継続自由金利型定期預金(M型)『ならっきー 投資信託セットプラン』
2. 取扱期間	・2024年4月1日(月)～2025年3月31日(月) ※お取扱い期間中であっても、当該定期預金が募集総額に達した場合、お取扱いを終了させていただきます。
3. ご利用条件 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">個人の方限定</div>	・個人のお客さまのみとさせていただきます。
4. セット内容	『スーパー定期預金(3ヶ月もの)』 + 『投資信託』
5. 定期預金	
(1) 募集金額	・6億円
(2) 預入(受入) ① 預入方法	・取扱期間内に『投資信託30万円以上』のご購入と『スーパー定期預金(3ヶ月もの)』のお預け入れを同時に行なっていただきます。 なお、『スーパー定期預金(3ヶ月もの)』と『投資信託』の取引名義は同一とします。
② 預入金額	・30万円以上、1,000万円未満、投資信託購入金額範囲以内
③ 預入期間	・3ヵ月 ・自動継続式(元金継続)のみのお取扱いとなります。
④ 預入単位	・1円単位
(3) 払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いいたします。
(4) 利息 ① 適用利率	3ヵ月：年利1.0%(税引後年利0.79685%) ※復興特別所得税を含みます。 ※募集期間内にお預け入れいただいたものに限ります。 ・上記金利の適用は、初回満期日までとさせていただきます。 ・自動継続後の適用利率は、満期日当日のスーパー定期預金の店頭表示利率を適用いたします。
② 利払方法	・満期日以降に一括してお支払いいたします。(普通預金に入金いたします)
③ 計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で計算いたします。(単利計算となります。)
(5) 税金	・お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。(分離課税) (ただし、マル優をご利用の場合は非課税となります。) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</div>
(6) 付加できる 特約事項	・マル優対象者の方は、非課税でのお取扱いができます。 詳しくは担当者、窓口等にお問い合わせください。
(7) 手数料	・手数料はかかりません。

<p>(8).金融商品販売法に基づく重要事項</p> <p>①中途解約時のお取扱い</p> <p>②預金保険制度</p>	<p>・<b>この預金は原則、満期日前解約はできません。</b></p> <p>ただし、やむを得ないご事情によりお客様から期限前にこの預金のご解約を申し出られた場合、当金庫がこれを認めて期限前の解約に応じることがあります。</p> <p>・<b>満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金の利率にて預入日から解約日の前日までの日数について計算し、この預金とともに支払います。</b></p> <p>※ただし、普通預金利率がこの預金の約定利率を上回った場合には、約定利率を超えないものとします。</p> <p>・<b>預金保険制度の対象預金です。</b></p> <p>預金保険によって1預金者当たり元本1,000万円までとのお利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座があるときは、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます)</p>
<p>(9).苦情処理措置</p>	<p>・本商品の苦情等は、当庫営業日に営業店または支店部お客さまサービス担当(8:45~17:00)0800-333-0040までお申し出ください。</p>
<p>(10).紛争解決措置</p>	<p>・東京弁護士会(03-3581-0031)・第一東京弁護士会(03-3595-8588)・第二東京弁護士会(03-3581-2249)・奈良弁護士会(0742-22-2035)の仲裁センター等や、証券・金融商品あっせん相談センター[ADR FINMAC](0120-64-5005)で紛争の解決を図ることもできますので、ご希望のお客さまは上記支店部お客さまサービス担当 または 全国しんきん相談所(03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。        なお、上記東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。        その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。        詳しくは、上記弁護士会、当金庫支店部お客さまサービス担当もしくは全国しんきん相談所へお</p> </div>
<p>(11).その他参考となる事項</p>	<p>・この定期預金は、他の優遇金利定期預金商品との金利上乘せの併用はできません。</p> <p>・<b>この定期預金は、自動継続方式(元金継続)のお取扱いとなるため普通預金口座が必要となります。</b></p> <p>・継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以降にこの預金とともにお支払いいたします。        なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。</p> <p>・指定口座にお利息を入金する際、満期日が当金庫の休業日であったときは、その休業日付で翌営業日に指定口座への入金手続きを行います。</p> <p>・金利環境の変化等により、募集期間中であっても適用金利を変更、または募集を中止する場合がございます。</p> <p>・<b>定期預金通帳または総合口座通帳でのお取扱いとなります。</b></p> <p>・金利については窓口までお問い合わせください。</p>